八六一から八六七まで、八六八の一、八六八の二、八六九から八七一まで、八七三から八七五まで、字瀧谷奥八七六、八七六の一、八七七から八八〇まで、八八四から八八六まで、八八六の一、八八七、八八八、八八八の一、八八八の二、八八九、八八九の一から八八九の三まで、八八九一から八九四まで、八九五の三、八九五の五、字郷路八九七、九〇七、字ヲシガ谷九〇八、九一〇から九一四まで、九一五の一、九一五の二、九一六の一、九一七から九二〇まで、九二三、九二七の二、字沼ノ谷奥九二八、九三〇から九三五まで、九三七から九三九まで、字栗ノ木谷九四〇、九四一、九四二の一、九四二の二、九四三、九四三の一、九四四、九四七の一、九四七の二、字黒ノ田上ヌ九四八の一、九四八の二、九四八の六から九四八の九まで、九四八の一八、九四八の一九、字上ミ梨子木九四九の一、九四九の二、九四九の五、九五〇の一、九五〇の四、九五一の一、字北谷九五二から九五七まで、九六三、九六四、字小西山九六五から九六九まで、字大西山九七〇の一から九七〇の四まで、九八四の一、九八四の二、九八四の四、字土師坂山九八五の一から九八五の三まで、九八六の一から九八六の三まで、九八九の二、九八九の三〇から九八九の三二まで、九九〇の一から九九〇の四まで、九九一から九九六まで、字小屋ノ谷九九七、九九九の二、一〇〇一から一〇〇三まで、字カウネ一〇四九の二、一〇四九の四、字川向ヒ一〇五一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月二十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県八頭郡智頭町大字宇波字小谷一一〇五の一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月二十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字三徳字長畑二七九、字成谷八二四の二、字海老谷頭九四〇の二、九四三、九四四、大字坂本字上野四〇五、四二三の一、字妙見谷一九四一の一、字入町一九四二、一九五五、字柳一九六二の一

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字柳一九六二の一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈡　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字三徳字蛇谷頭四四、四六、字下段原頭一八五の一（次の図に示す部分に限る。）、字赤坂二六三、字清水頭三三〇、字下向三六六、三六七、字神代七五七、字鑢鞴邸頭七九一、大字坂本字妙見谷一九四一の二、字入町一九五二の二

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月二十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市福庭字大山七二三、字堂山七九六、円谷町字下汁谷三六八の一、三六八の三、三六九から三七一まで、字上汁谷三七二から三七四まで、字汁谷三七五の一、三七五の四二、字ジガ谷三七六の一、三七六の四、三七七、字バリ谷四二四、四二五、字九谷四三〇、四三一の一、四三一の二、四三二の四、四三二から四三六まで、字邸谷四四四から四四六まで、字梨子木谷四四七の七、四四八、四四九の一、四四九の二、字足谷四五二、四五三の一、四五三の三、字宮ノ谷四五六、四五七の一、四五七の二五、字大桁四五九の一、四六〇から四六二まで

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

㈡　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市大原字盗人谷一〇九六、字井手口一〇九九、字城山一二三一の二

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月二十日

農林水産大臣　山田　正彦